

第2種共済で災害リスクに備えましょう

全寺院・教会の1口でも多い任意加入をお願いします。

第2種共済は、宗派に属する寺院・教会の相互扶助（「同朋相互扶助の精神」）を基本とする制度で、寺院・教会が拠出した金員（「共済賦課金」+「共済拠出金」）によって、成り立っています。大切な聞法道場である寺院・教会の本堂・庫裡等の一日も早い復興を願って、「復興共済金」を給付します。



任意加入申し込み方法

任意加入（新規）の申し込みは、第2種共済任意加入申込書に必要事項をご記入の上、管轄教務所で納付手続きください。対象建物をご指定のうえ、合計10口まで加入できます。なお、以下のとおり対象建物ごとに加入口数の制限があります。

共済拠出金 1口につき年間 **10,000円**

対象となる建物

任意加入の対象建物は、本堂、庫裡に加え、書院、客殿、集会所、その他宗務総長が認めた付属建物、宗教法人が経営する幼稚園・保育園・認定こども園園舎及びその他の事業建物です。

対象建物	本堂		庫裡		書院、客殿、集会所、宗教法人が経営する幼稚園・保育園・認定こども園園舎、その他事業建物	宗務総長の承認を必要とする付属建物
	   	1口あたり最大 1,000万円 （10口で最大1億円）				
任意加入	復興共済金		加入口数制限		加入口数制限	
	20坪以上	20坪未満	10口まで	5口まで	5口まで	各建物ごとに1口まで
宗派共済見舞金	最大 5万円	最大 4万円	最大 3万円		最大 2万円	

- ※経年劣化及び仏具・家財・扉・障子・畳・窓ガラス・雨どい・室外機等、及び建物の地階への被害は対象となりません。
- ※毎年納付いただいている「共済賦課金（10,000円）」による基礎加入においては、本堂は最大1,400万円、庫裡は最大600万円の復興共済金を給付します。

すべての災害が対象

第2種共済は、火災及び浸水被害をはじめ、「暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害」について復興共済金を給付します。聞法道場を守るため、災害のリスクに備えましょう。



早急な聞法道場の回復を願って手厚い給付

1 復興共済金

1%以上の被害が認められた場合は、復興共済金が給付されます。任意加入の場合、定められた額に加入口数を乗じた額となります。

2 宗派共済見舞金

1. 復興共済金の給付基準である**1%に満たなかった場合**でも、本堂、庫裡及び任意に加入している建物に対し『宗派共済見舞金』が給付されます。

※被害の程度により給付されないこともあります。 ※宗派共済見舞金は加入口数を乗じません。



1%の被害って、どれくらい？

建物の構造・規模や災害の種類によって被害の程度が異なるため、一概に示すことは難しいですが、例えば本堂の瓦が全部で2500枚とすると、風雪害であれば約90枚落下、地震であれば約340枚落下の被害です。

※災害による枚数の違いは、災害種別によって、査定基準となる構成比率が異なるためです。

専門家による査定

被害の程度を確認・査定するため、「共済査定員」による「現地査定」、もしくは「提出資料に基づく査定」を行います。

共済査定員とは？

宗派が契約する信用ある保険会社または鑑定事務所が派遣する専門家のことを「共済査定員」といいます。

共済査定員は、一級建築士もしくは損害保険登録鑑定人です。

※宗派の共済査定員である証明書を提示します。



詳細内容につきましては、所轄の教務所又は宗派ホームページの寺院・教会専用サイト内「第2種共済のご案内」をご覧ください。